

## 老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を進めたい

<b>事業名</b>	農産園芸共同利用施設整備事業（いばらき共同利用施設再編集約・合理化支援事業）
<b>分類</b>	【機械・施設整備】
<b>事業要旨</b>	生産性や収益力を向上する等の農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化の促進を図る取組を支援します。
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、農業者の組織する団体等</p> <p>〔補助対象経費〕 老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の共同利用施設等の再編集約・合理化にかかる経費</p> <p>〔補助率等〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 共同利用施設の再編集約・合理化 1/2 以内</li> <li>2 再編集約・合理化の更なる加速化             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本県農産物のブランド化・差別化を可能とする施設整備に係る補助 上記1の取組に対し、県0.5/10、国0.5/10 以内</li> <li>(2) 市町村による加速化補助の取組に係る補助 上記1の取組に係る市町村の上乗せ補助額に対し、国1/2 以内 (国の補助上限は0.5/10～0.83/10 以内、取組内容等により異なる)</li> </ol> </li> </ol> <p>※ (1)、(2) は併用可能（併用時の補助上限は取組内容等により異なる）</p> <p>〔補助限度額〕 1年度あたり20億円（整備する施設等により異なる）</p> <p>〔主な補助要件〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成果目標の基準を満たしていること</li> <li>・面積要件を満たしていること</li> <li>・「再編集約・合理化計画（最大3年間）」を作成していること</li> <li>・修繕・更新に係る積立計画を提出すること</li> <li>・受益農業従事者（農業の常時従事者）5名以上</li> <li>・産地基幹施設を整備するにあたっては、原則として総事業費が5千万円以上 等</li> </ul> <p>〔問合せ先〕 お住まいの市町村の農政主管課 最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、   県南：029-822-7086、県西：0296-24-9174 〕 産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954 露地野菜G TEL：029-301-3950</p>